



重要事項説明書



2026 年 1 月 1 日

株式会社 HOPE
いのり訪問看護ステーション

訪問看護重要事項説明書

1. 事業者の概要

事業者名	株式会社 HOPE
代表者名	高村 英典
所在地・連絡先	〒215-0001 神奈川県川崎市麻生区細山 3 丁目 17 - 2 - 6 電話：044 - 712 - 5957

2. 事業所の概要

事業所名称	いのり訪問看護ステーション
所在地・連絡先	〒157-0062 東京都世田谷区南烏山 6 丁目 13 - 13 富岡コーポ C - 109 電話：03－6909－0632 FAX：03－6909－0633
指定番号	1361291535
サービス提供地域	世田谷区：（全域）北烏山・南烏山・給田・上祖師谷・粕谷・上北沢・八幡山 祖師谷・千歳台・成城・船橋・喜多見・鎌田・宇奈根・岡本 砧・大蔵・松原・赤堤・桜上水 杉並区：久我山・上高井戸・下高井戸・永福・浜田山・高井戸東・高井戸西 宮前・松庵 三鷹市：牟礼・北野・新川・井の頭・中原・下連雀・上連雀・深大寺 調布市：若葉町・入間町・東つつじが丘・西つつじが丘・菊野台・緑ヶ丘・柴崎・仙川町 狛江市：全域 川崎市：中原区・高津区・多摩区・麻生区

3. 営業時間

平日	月～土 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30
定休日	日・祝日・年末年始（12 月 30 日～1 月 3 日）

4. 職員体制

	職務	常勤	非常勤	計
管理者	- 主治医の指示に基づき、適切な訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。 - 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います - 職員に法令などの規定を遵守させるための必要な指揮・命令を行います。	1 名		1 名
看護師	- 訪問看護サービスの提供及び訪問看護計画書・訪問看護報告書を作成し、主治医との密接な連携を図ります。 - 利用者及びその家族に対して、療養上必要な事項について理解しやすいように指導または説明を行います。	3 名		3 名

	サービス担当者会議への出席などにより居宅介護支援事業者との連携を図ります。			
准看護師	- 看護師の指示のもと訪問看護サービスの提供を行います。 - 利用者及びその家族に対して、療養上必要な事項について理解しやすいように指導または説明を行います。 - サービス担当者会議への出席などにより居宅介護支援事業者との連携を図ります。	1名	1名	2名
理学療法士	- 訪問看護計画に基づき、訪問看護（リハビリ）サービスを提供します。 - 訪問日、提供した看護（リハビリ）サービスの内容等を記録した訪問看護報告書を作成します。		1名	1名
作業療法士	- 訪問看護計画に基づき、訪問看護（リハビリ）サービスを提供します。 - 訪問日、提供した看護（リハビリ）サービスの内容等を記録した訪問看護報告書を作成します。			
事務員	医療、介護給付費等の請求事務及び連絡事務等を行います。			

5. 相談窓口（相談・苦情など）

TEL：03 - 6909 - 0632 FAX：03 - 6909 - 0633

担当者：本田 連華（管理者）

受付時間：午前 8：30～午後 5：30

※午後 5：30 以降は留守番電話になりますので、翌営業日に折り返しご連絡致します。

※緊急対応が必要な利用者及びその家族には、別途緊急対応の連絡先をお伝え致します。

（市区町村の相談窓口）

行政機関	地域	連絡先
烏山保健センター 保健福祉課	世田谷区烏山地域	03-3326-6136
杉並区役所 介護保険課相談担当調整係	杉並区南地域	03-3312-2111
南福祉事務所	杉並区南地域	03-3332-7221
三鷹市役所 高齢者支援相談窓口	三鷹市	0422-45-1151
調布市 介護保険担当 給付係	調布市	042-481-7321
狛江市 福祉保健部 高齢障害課 介護保険係	狛江市	03-3431-1262
川崎市健康福祉局長寿社会部介護 保険課	川崎市	044-200-2691

6. 事業の目的・運営方針

(1) 目的

要介護状態と認定された利用者に対し、訪問看護サービスを提供し、居宅において利用者がより自立した日常生活を営むことができるように、支援することを目的にサービス提供します。

(2) 運営方針

利用者の心身の状態に応じた適切な訪問看護サービスを 24 時間体制で提供します。訪問看護サービスの実施にあたり、サービス従事者の確保・教育・指導に努め、利用者個々の主体性を尊重して、地域の保健医療・福祉など関係機関との連携により、総合的な訪問看護サービスの提供に努めます。

7. 訪問看護サービスの内容

- (1) 健康管理：病状・障害の観察、助言、体温・脈拍・血圧測定など
- (2) 療養生活のケア：食事・排泄の援助、身体の清潔、口腔ケアなど
- (3) 医療的処置・管理：点滴・カテーテル・在宅酸素・人口呼吸器・人工肛門・人工膀胱の管理、点滴注射、吸引、胃瘻、褥瘡予防・処置、創傷措置など
- (4) 内服管理：内服指導、副作用の観察・早期発見、残薬確認など
- (5) リハビリテーションの実施：生活の自立支援、日常生活動作訓練・指導、機能回復訓練など
- (6) 認知症・精神疾患のケア：利用者及びその家族の相談、対応方法の助言、生活リズムの調整など
- (7) ターミナルケア：がん終末期や終末期の看護、利用者及びその家族の精神的支援など
- (8) 介護相談：在宅支援：介護・看護の助言、不安・ストレスの相談、保険外サービスの助言など
- (9) 主治医、ケアマネジャーへの連絡調整及び報告など
- (10) 行政機関、在宅サービス、施設サービス利用に関する情報提供や調整など

8. 利用料金

(1) 介護保険給付対象外サービス

介護保険給付対象外のサービス利用料金は、全額利用者の負担となります。

複写物	1 枚につき	100 円
-----	--------	-------

(2) 利用料金などのお支払い方法

毎月月末を締めとし、当該月分のご利用料金を翌月中旬までにご請求しますので、訪問看護サービス提供月の翌月 27 日（営業日でない場合は、翌営業日）までにあらかじめ指定された方法でお支払いください。

9. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

訪問看護計画作成と同時に契約を結んだ後、サービス提供を開始いたします。なお、居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。まずはお電話などでお申し込みください。当事業所職員がお伺いしてご説明いたします。

(2) サービスの終了

- ① 利用者のご都合でサービスを終了する場合：サービスの終了を希望する日の 2 週間前までに、文書でお申し出ください。
- ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合：やむを得ない事情により、当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了 1 か月前までに、文書で通知いたしま

す。

③ 自動終了（以下に該当する場合は、通知が無い場合でも自動的にサービスが終了します。）

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合

※非該当（自立）と認定された場合は、条件を変更して再度契約することができます。

- ・利用者が亡くなられた場合

④ 契約解除

・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・利用者やその家族などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合や、当事業所が破産した場合は、文書で通知することで利用者は即座に契約を解除する事ができます。

・利用者が、サービス利用料金の支払いを2か月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず10日以内に支払われない場合や、当事業所や当事業所のサービス従事者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することで、当事業所におけるサービス提供を即座に終了させていただく場合があります。

（3） 衛生管理

- ① サービス従事者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 当事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

（4） 訪問看護師の禁止行為

訪問看護師は、利用者に対する訪問看護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行わない。

- ① 医師の指示に基づかない医療行為
- ② 利用者またはその家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類の預かり
- ③ 利用者またはその家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の同居家族へのサービス提供
- ⑤ 利用者の居宅での飲食。飲酒、喫煙
- ⑥ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行動（利用者または第三者の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑦ その他利用者または家族などに対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他の迷惑行為

（5） 利用者の禁止行為

1. 利用者は事業所の従業員に対して以下の行為を禁止する。

- ① 事業者の従業員に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
2. 上記禁止行為により、健全な信頼関係を築くことが困難と判断した場合は（2）サービスの終了に従って契約を解除する事がある。

（6） ハラスメント行為の禁止

1. 相手の意に反する行為によって不快にさせたり、人間としての尊厳を傷つけたり、脅したりする等の次の行為を禁止する

- ① 身体的・精神的な暴言
- ② 過大・過少な要求
- ③ 暴力や性的嫌がらせ

- ④ 誹謗中傷
- ⑤ 長時間に及ぶ拘束
- ⑥ 背信行為等の著しい迷惑行為
- ⑦ その他、精神的・身体的苦痛を与える又はお互いの関係性を悪化させる行為

(7) その他

- ① 利用者が、病気・ケガなどで健康上に問題がある場合や、サービス当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合は、サービスの変更または中止する場合があります。
- ② 訪問看護サービスご利用中に体調が悪くなった場合は、サービスを中止する場合があります。その場合は、その家族又は緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。
- ③ 利用者に、他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告して下さい。治癒するまで、サービスのご利用はお断りする場合があります。

10. 秘密保持と個人情報の保護

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持

- ① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ② 事業者及び事業者の従業員は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ③ この秘密を保持する義務は、訪問看護サービス利用契約が終了した後も継続します。
- ④ 事業者は、従業員に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった後においても、秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約等の内容とします。

(2) 個人情報の保護

- ① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で用いません。
- ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人的情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む）について、善良なる管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を申しするものとします。
- ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して、複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

(3) 個人情報の取り扱い

次の目的において、業務上必要な範囲内で個人情報を使用致します。

- ① 利用者に訪問看護サービスを提供する目的での、医師、ケアマネジャー、その他関係各者への連絡調整など
- ② ご利用いただく訪問看護計画等の作成
- ③ 請求事務

- ④ その家族等への利用者の心身の状況及び訪問看護サービスの利用状況の説明など
- ⑤ その他、利用者が利用するサービス提供に必要な事項、サービス及び業務の質向上に係る事項、並びに利用者の生活及び環境の性質等に資する事項など

11. 緊急時の対応方法

当事業所におけるサービス提供中に、利用者に容体の変化があった場合は、事前の打ち合わせによる主治医・ケアマネジャー、親族など、関係各位へご連絡します。また、直ちに緊急を要する場合は、救急搬送などの必要な措置を講じるものとします。

12. 業務継続計画の策定等

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は、看護師等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施します。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画に見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

13. 運営規程及び重要事項のウェブ（インターネット）の公開について

事業所の「運営規程」や「重要事項説明書（料金表等を含む）」の内容を、インターネット上でいつでも閲覧できるように公開します。

公開先：「介護サービス情報公表システム」・「いのり訪問看護ステーション HP」

主 治 医	主治医名	
	連絡先	
家 族	氏名	
	連絡先	
	氏名	
	連絡先	

重要事項説明書の内容について説明を受け、了承しました。

2026 年 月 日

【利用者】 住所_____

氏名_____ 印

【ご家族・代理人】 住所_____

氏名_____ 印

【事業者】

住所：神奈川県川崎市麻生区細山 3 丁目 17 - 2 - 6

社名：株式会社 HOPE

代表者：高村 英典 _____ 印

【事業所】

住所：東京都世田谷区南烏山 6 丁目 13 - 13 富岡コーポ C-109

事業所名：いのり訪問看護ステーション（事業所番号 1361291535）

【説明者】 _____ 印